

昭和薬科大学附属高等学校・中学校 Web サイトリニューアル業務

仕 様 書

1 事業名称

事業名称は「昭和薬科大学附属高等学校・中学校 Web サイトリニューアル業務」（以下「本業務」という。）とする。

2 業務概要

本業務は以下業務の目的を実現させるためのシステムの構築及び運用保守業務である。契約事業者は本校の管理者が円滑に実施できる機能と設備環境を整備し、責任をもってシステム構築及び運用保守を行うこととする。（※ホームページ更新業務は学校主体を原則とし、必要に応じて本校教職員への操作指導・補助を行うことを想定）

本校の Web サイトは、2000 年頃のスタイルであり他校と比較しても見劣りするものである。レイアウト変更などの改修は行ってきたものの、Web 編集者による情報の掲示方法や、Web サイト利用者における目的ページへの導線のわかりづらさ、スマートフォンなどの端末に完全に対応していない点など、様々な改善意見が多い。目的別に情報の伝達性を高めて、よりわかりやすく、発信力の高いものに改善していくことが必要である。本業務は、本校への入学希望者・保護者・在校生・卒業生・一般の方など多様な Web 閲覧者のニーズに応え、閲覧デバイスの多様化にも対応した高いユーザビリティを実現するため、現行の Web サイトの構造やデザイン、ページ構成、閲覧機能をリニューアルすると共に、編集者側では、HTML 等の知識を基本的に不要とする管理編集環境・機能を再構築、さらに現行の Web サイトに掲載されている情報すべてを移行するまでの一連の業務とし、契約期間中の試験運用や管理者におけるホームページ更新補助業務を含むものとする。

また、多様な利用者への利便性向上の為、「在学証明書」「卒業証明書」「調査書」などの各種証明書の Web 申請機能や資料請求、問い合わせフォームへのスムーズなアクセスに加え、緊急的かつ機密性のあるメッセージ等を学年別の在校生・保護者に対して制限し限定公開ができるような、閲覧者を限定した非公開ページ（パスワードの設定等）を組み込んだ機能的なホームページにすること。なお、本校ではリモート授業やホームルーム運営にも活用できるグループウェアとして Google Suite for Education を使用しており、リニューアル後、教職員の業務ツールでの活用も視野に入れ、スプレッドシートやフォーム等、Google Suite for Education の基本機能も滞りなく利用できることを補足する。

3 業務の範囲

- ① 昭和薬科大学附属高等学校・中学校 Web サイトの全面リニューアル
- ② 同 Web サイトのスマートフォン等対応化
- ③ 同 Web サイト更新における以下の関連事項への対応

《CMS 導入、ホームページの使用・操作マニュアル作成、職員への説明・指導》

※CMS とは Web 制作に必要な専門的知識がなくても Web サイトコンテンツを構築・管理・更新できるシステムのことを指す。

- ④ 同 Web サイトへの現情報の移行・検証

4 業務の基本仕様

(1) システム共通要件

- (ア) 閲覧者に Web コンテンツを提供すること。利用する端末は PC、スマートフォン、タブレットとする。
- (イ) 整備するシステムは HTTPS とされていること。
- (ウ) 個人情報を含む情報の取り扱いの場合は、相応のセキュリティ対策を講じること。
- (エ) 低廉なコストの運用を目指すこと。

(2) 新ホームページ基本要件

- (ア) 本サイトは主に本校の「入学希望者」「保護者」「在学生」「卒業生」「教職員」及び「一般の方」を中心とした方が閲覧する。
- (イ) 本業務に求める機能等は、別紙 5「機能要件チェックシート」の機能とし、業務内容詳細を把握したうえで、追加できる機能があれば提案事項とする。
- (ウ) ドメインに関しては現在使用中のものを優先すること。無理な場合はそれに相当するドメイン名を提案すること。

(3) システム構築・運用要件

ア サーバ

- ・使用するサーバは、運用中でもアクセス等の使用負荷状況に応じた、CPU、メモリ、ディスク容量などのリソース変更が可能な機能を有するものとする。
- ・月間のサーバー稼働率が、99.95%以上であること。
$$\text{月間稼働率} = (\text{月間総稼働時間} - \text{累計障害時間}) \div \text{月間総稼働時間} \times 100$$

※月間総稼働時間とは、暦月の初日から末日までの期間を指す。

イ セキュリティ

- セキュリティ事故を防ぐため、使用するサーバおよびネットワークセキュリティに関して以下のような対応がなされていること。
- ・不正アクセスに対応したセキュリティ構成を保有すること。
 - ・ネットワーク：ファイアウォール（サーバファイアウォールでも可）、IDS、ポート制御、IP 制御（海外グローバル IP の制御等）
 - ・サーバ・アプリケーション：WAF、ウイルス対策、改ざん検知
 - ・Web 通信のセキュリティは、HTTPS による暗号化通信で保護し、相応な SSL 証明書を措置すること。
 - ・サーバに有するソフトウェアのバージョンや定義ファイルが最新または最適なものに更新されていること。

ウ バックアップ

- データを安全かつ高速にバックアップする機能を構築し、バックアップ及びリカバリについて適切に運用すること。

エ 保守性について

システムの保守性を向上させるよう、障害発生時はすみやかに対処が可能な環境を有していること。

5 実施環境及び条件

本業務の実施に関わる環境及び条件等を以下に示す。

(1) システムへのアクセス環境

サーバへのリモートアクセスはID・パスワードで許諾するものとする。

(2) システム環境

利用者が一時的に集中することが予測されるため、状況によりスケールアップ可能な環境とする。

(3) 法令等の遵守

契約者は、関係法令等を遵守し、稼働するシステムが適切適法な環境のもとで稼働及び利用できるよう業務にあたることとする。

(4) 秘密の保持

契約者は、業務実施において知り得た本校内部情報（周知の情報は除く）及び個人情報について、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは提供してはならない。業務上で使用するデータは、その情報が漏洩することのないよう厳格に取り扱い、運用業務時等いかなる場合においても個人情報のデータ持ち出しは厳禁とする。

6 システムの運用保守業務

システムの運用保守に関して、年間のコストを明確にして別途提案すること。但し、基本的な運用は本校が行い、保守業務は学校主体の運用が困難な場合を想定する。業務実施後の保守契約に関しては、仕様書の内容を含み別途契約を行うものとする。

7 納品物

本業務における主要な納品ドキュメントは次に掲げるとおりとする。なお、書面による説明書・マニュアル等主要ドキュメントは紙と電子データ（CD-ROM等）の提出を求める。

区分・ドキュメント名	内容
システム構築業務	
システム機能説明書	システムの機能を説明したドキュメント等
システム設計書	画面設計書、サーバ設計書等
DB項目説明書	システムのDB及びTABLEの構造及び項目に関する説明書

稼動試験報告書	試験仕様書/試験成績書
マニュアル	システム操作マニュアル

8 研修業務

システムの本稼動前に想定されるシステム利用者に対してシステム操作研修を実施すること。

また、操作マニュアルは、システム利用者が実際の業務執行において十分参考となる内容を記述し、電子及び紙で提供すること。

9 権利について

- (1) 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権およびその他の権利は、本校に帰属するものとする。但し、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物の改変を含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 業務の成果品等に、契約業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は契約者に留保されるが、本校は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを利用できるものとする。
- (3) 契約者は、本校に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (4) 契約者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、契約者の責任と費用により適切に処理すること。
- (5) 本校は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、契約者または契約者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。

10 検査合格と瑕疵担保責任

(1) 検査合格

本業務は、契約者が作成し本校が承認した検査仕様書に基づく検査の合格をもって構築完了とする。

(2) 瑕疵担保責任

瑕疵があった場合には、修正を行うこと。瑕疵担保期間は1年とし、期間中の修正については、無償で行うこと。

11 業務スケジュール

- (1) 事業者は契約締結後、速やかに本業務の実施スケジュールを提出すること。

※原則、スケジュールを厳守すること。変更の際は、合理的理由を明示すること。

- (2) 稼動スケジュールの変更は、協議のうえ対応することを前提とする。

1.2 その他

(1) 業務範囲の確認

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。契約者は、当該項目について疑義があるときは本校と協議することができる。

(2) 業務推進体制

本業務の円滑かつ適切な実施を確保するため、本校及び契約者は相互に協力する義務を負う。

ア 役割分担

各業務における本校及び契約者の役割分担については、双方で協議して定めるものとする。また、各自の実施すべき作業等に遅延又は不実施があった場合は、それにより生じた損害の賠償を含めて相手方に責任を負うものとする。

イ 会議開催

構築に関する会議は、定期的を開催する。本校及び契約者双方の求めによって随時の開催ができるものとし、必要な出席者を双方求めることができる。この場合、相手方は合理的理由がある場合を除いてこれに応じるものとする。

なお、この仕様書に定めのない事項については、双方の協議事項とする。